

議案第 8 4 号

さいたま市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 3 年 6 月 8 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例

さいたま市コミュニティ施設条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 1 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（利用時間）</p> <p>第 6 条 コミュニティ施設の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の利用時間は、次のとおりとする。ただし、市長は、事情によりこれを変更することができる。</p> <p>プラザイースト、プラザウエスト及びプラザノース（駐車場を除く。）並びにさいたま市南浦和コミュニティセンター（以下「南浦和コミュニティセンター」という。）、さいたま市東大宮コミュニティセンター（以下「東大宮コミュニティセンター」という。）、さいたま市七里コミュニティセンター（以下「七里コミュニティセンター」という。）、さいたま市宮原コミュニティセンター（以下「宮原コミュニティセンター」という。）、さいたま市馬宮コミュニティセンター（以下「馬宮コミュニティセンター」という。）、さいたま市西部文化センター（以下「西部文化センター」という。）、さいたま市与野本町コミュニティセンター（以下「与野本町コミュニティセンター」という。）、さいたま市上峰コミュニティホール（以下「上峰コミュニティホール」という。）、さいたま市西与野コミュニティホール（以下「西与野コミュニティホール」という。）、さいたま市下</p>	<p>（利用時間）</p> <p>第 6 条 コミュニティ施設の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の利用時間は、次のとおりとする。ただし、市長は、事情によりこれを変更することができる。</p> <p>プラザイースト、プラザウエスト及びプラザノース（駐車場を除く。）並びにさいたま市南浦和コミュニティセンター（以下「南浦和コミュニティセンター」という。）、さいたま市東大宮コミュニティセンター（以下「東大宮コミュニティセンター」という。）、さいたま市七里コミュニティセンター（以下「七里コミュニティセンター」という。）、さいたま市宮原コミュニティセンター（以下「宮原コミュニティセンター」という。）、さいたま市馬宮コミュニティセンター（以下「馬宮コミュニティセンター」という。）、さいたま市西部文化センター（以下「西部文化センター」という。）、さいたま市与野本町コミュニティセンター（以下「与野本町コミュニティセンター」という。）、さいたま市上峰コミュニティホール（以下「上峰コミュニティホール」という。）、さいたま市西与野コミュニティホール（以下「西与野コミュニティホール」という。）、さいたま市下</p>

落合コミュニティセンター（以下「下落合コミュニティセンター」という。）、さいたま市高鼻コミュニティセンター（以下「高鼻コミュニティセンター」という。）、さいたま市コミュニティセンターいわつき（以下「コミュニティセンターいわつき」という。）、さいたま市岩槻駅東口コミュニティセンター（以下「岩槻駅東口コミュニティセンター」という。）、さいたま市ふれあいプラザいわつき（以下「ふれあいプラザいわつき」という。）、さいたま市大宮工房館（以下「大宮工房館」という。）、さいたま市片柳コミュニティセンター（以下「片柳コミュニティセンター」という。）、さいたま市浦和コミュニティセンター（以下「浦和コミュニティセンター」という。）、さいたま市日進公園コミュニティセンター（以下「日進公園コミュニティセンター」という。）及びさいたま市武蔵浦和コミュニティセンター（以下「武蔵浦和コミュニティセンター」という。）
午前9時から午後9時30分まで

[略]

プラザウエスト及び武蔵浦和コミュニティセンターの駐車場並びに武蔵浦和コミュニティセンターの自転車等駐車場 午前8時から午後10時まで

（利用期間）

第8条 コミュニティ施設の施設等を引き続いて利用することができる期間は、次のとおりとする。ただし、市長は、事情によりこれを変更することができる。

～ [略]

武蔵浦和コミュニティセンター

ア 多目的ホール、レクリエーションルーム、集会室及び音楽室 5日

イ 駐車場及び自転車等駐車場 1日

ウ 附属設備 利用する施設の引き続いて利用することができる期間と同一の期間

― [略]

別表第1（第2条関係）

名称	位置
[略]	
さいたま市日進公園コミュニティセンター	[略]
さいたま市武蔵浦和コミュニティセンター	さいたま市南区別所7丁目20番1号

落合コミュニティセンター（以下「下落合コミュニティセンター」という。）、さいたま市高鼻コミュニティセンター（以下「高鼻コミュニティセンター」という。）、さいたま市コミュニティセンターいわつき（以下「コミュニティセンターいわつき」という。）、さいたま市岩槻駅東口コミュニティセンター（以下「岩槻駅東口コミュニティセンター」という。）、さいたま市ふれあいプラザいわつき（以下「ふれあいプラザいわつき」という。）、さいたま市大宮工房館（以下「大宮工房館」という。）、さいたま市片柳コミュニティセンター（以下「片柳コミュニティセンター」という。）、さいたま市浦和コミュニティセンター（以下「浦和コミュニティセンター」という。）及びさいたま市日進公園コミュニティセンター（以下「日進公園コミュニティセンター」という。） 午前9時から午後9時30分まで

[略]

プラザウエストの駐車場 午前8時から午後10時まで

（利用期間）

第8条 コミュニティ施設の施設等を引き続いて利用することができる期間は、次のとおりとする。ただし、市長は、事情によりこれを変更することができる。

～ [略]

― [略]

別表第1（第2条関係）

名称	位置
[略]	
さいたま市日進公園コミュニティセンター	[略]

—

別表第2（第4条関係）

名称	施設の種類
[略]	
日進公園コミュニティセンター	[略]
武蔵浦和コミュニティセンター	1 多目的ホール 2 レクリエーションルーム 3 集会室 4 音楽室 5 駐車場 6 自転車等駐車場

別表第3（第14条関係）

1～21 [略]

別表第2（第4条関係）

名称	施設の種類
[略]	
日進公園コミュニティセンター	[略]

別表第3（第14条関係）

1～21 [略]

別表第3に次のように加える。

2.2 武蔵浦和コミュニティセンター

時間区分 施設		午前	午後	夜間	午前～午後	午後～夜間	全日
		午前9時～ 午後零時	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時30分	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後9時30分	午前9時～ 午後9時30分
多目的 ホール	平日	2,870円	3,710円	5,240円	6,580円	8,770円	11,580円
	土曜日・ 日曜日・ 休日	3,450円	4,460円	6,290円	7,910円	10,530円	13,910円
レクリエーション ルーム1		760円	940円	1,220円	1,700円	2,110円	2,860円
レクリエーション ルーム2		750円	930円	1,200円	1,680円	2,080円	2,820円
第1集会室		450円	600円	840円	1,050円	1,410円	1,850円
第2集会室		330円	440円	620円	770円	1,030円	1,360円
第3集会室		400円	530円	740円	930円	1,240円	1,630円
第4集会室		430円	570円	800円	1,000円	1,340円	1,760円
第5集会室		150円	200円	280円	350円	470円	610円
第6集会室		400円	530円	740円	930円	1,240円	1,630円
第7集会室		410円	540円	750円	950円	1,260円	1,660円
第8集会室		330円	440円	620円	770円	1,030円	1,360円
第9集会室		400円	520円	740円	920円	1,230円	1,620円
第10集会室		450円	600円	840円	1,050円	1,410円	1,850円
音楽室1		240円	290円	380円	530円	650円	890円
音楽室2		140円	170円	220円	310円	380円	510円

音楽室 3	140 円	170 円	220 円	310 円	380 円	510 円
音楽室 4	260 円	330 円	420 円	590 円	730 円	980 円
音楽室 5	350 円	430 円	560 円	780 円	970 円	1,310 円
駐車場	1 台につき 30 分 (30 分に満たないときは、30 分とする。) ごとに 100 円					
自転車 等駐車 場	自転車	1 台につき 1 回ごとに 150 円 (施設利用の認証を受けた場合には、3 時間まで無料)				
	原動機 付自転 車・小 型自動 二輪車	1 台につき 1 回ごとに 260 円 (施設利用の認証を受けた場合には、3 時間まで無料)				
	自動二 輪車	1 台につき 1 回ごとに 400 円 (施設利用の認証を受けた場合には、3 時間まで無料)				

改正後	改正前
<p>備考</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 市内に住所を有しない個人又は法人その他の団体が利用する場合の使用料は、規定の使用料（<u>駐車場、自転車等駐車場及び附属設備の使用料を除く。</u>）の額に、100分の50を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>5～10 [略]</p> <p>11 22の表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p><u>自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。</u></p> <p><u>原動機付自転車 法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。</u></p> <p><u>小型自動二輪車 法第3条に規定する普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）で総排気量0.125リットル以下のものをいう。</u></p> <p><u>自動二輪車 法第3条に規定する大型自動二輪車（側車付きのものを除く。）及び普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）で総排気量0.125リットルを超えるものをいう。</u></p>	<p>備考</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 市内に住所を有しない個人又は法人その他の団体が利用する場合の使用料は、規定の使用料（<u>駐車場及び附属設備の使用料を除く。</u>）の額に、100分の50を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>5～10 [略]</p>

附 則

この条例は、平成24年5月7日から施行する。